



農業参入までの流れ

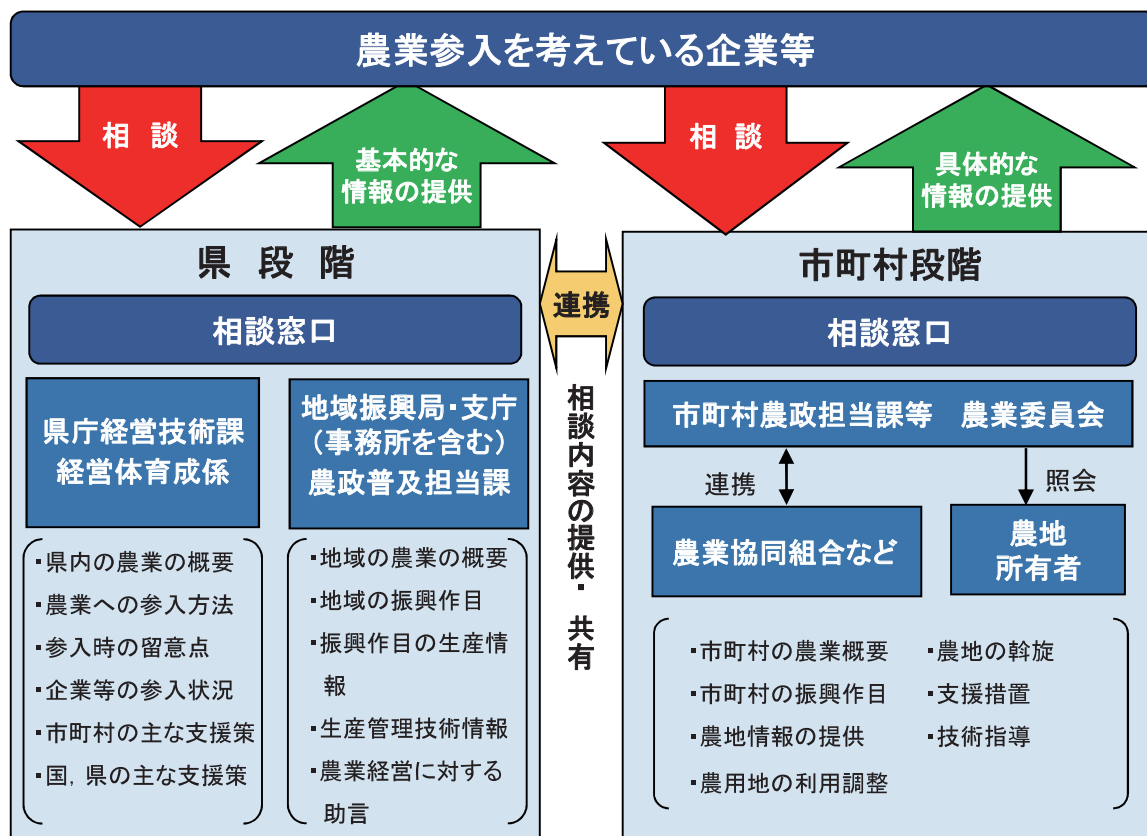


ステップ1 農業参入の相談

県庁及び地域振興局・支庁農政普及担当課に農業参入を考えている企業等の相談対応を行う「企業等農業参入の相談窓口」を設置していますので、気軽に御相談ください。

また、市町村においても農政担当課や農業委員会などが相談に応じています。

※ 相談窓口の連絡先は巻末をご覧ください。



ステップ2 参入目的を明確に

1 農業に関する情報を収集しましょう

鹿児島県のホームページには、就農に関する各種情報を提供しておりますのでご活用ください。

（県HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/nogyo/shinki/index.html>）

農産物の生産は、気象や土壌に大きく左右されます。鹿児島県のどのような地域でどのような農産物が生産されているかなどの情報収集に努め、生産する品目や参入場所を選定しましょう。

また、実際に農業参入している企業や県内の農業法人等の声を直接お聞きになることも大切です。

2 農業参入の目的を明確にしましょう

「農業」に取り組むに当たって、その目的や理念、戦略を明確にすることが大切です。また、社内の役員や社員、株主、その他関係者等の間で農業参入に関する意識を共有し、将来に向けた経営の方向性を明らかにすることが必要です。

ステップ3 参入プランの作成

1 参入プランを作成しましょう

農業を開始するには、まずは何を生産するかによって農業経営に必要なとなる農地、機械・施設、農業技術（栽培方法、人材等）が明らかになってきます。

農業開始時期を予め決定し、以下の項目の解決方法や期限等を明確にした参入プランを作成しましょう。

① 何をつくるか、販売はどのようにするのか

「農業」と一言と言っても、水稻、野菜、果樹、茶などの耕種部門や、肉用牛、豚、鶏などの畜産部門など様々です。野菜でも多くの品目があり、さらに、露地栽培、施設栽培など栽培方法も様々です。また、品目は、参入地域の選定や必要な農地条件にも大きく影響します。事前に市町村や農協等に相談するとともに、栽培方法、必要な労働力、収益性等の情報を十分に調査し、適地適作を念頭に品目を選定しましょう。

一方、販売は、国内での産地間競争や輸入農産物との競合、さらには消費者の食の安心・安全に対する意識の高揚により、作りさえすれば売れるという状況ではありません。

売れる物をどのように選定するか、生産した物をどう売るのが重要ですので、消費者ニーズを把握し、品目選定と同時に販売方法や販売先について十分検討しておきましょう。

② どこで農業をはじめるか

現法人の所在地で始めるのか、あるいは導入したい作目を推進（産地化）している地域で始めるかなど、農業に参入する地域の検討が必要です。

比較的大きな農地を必要とする、さつまいもやだいこんなどの露地野菜の場合は、確保可能な農地面積や、栽培に適した気象や土壌条件などにより、参入できる地域も自ずと限定されます。

③ 参入の形態は

農業に参入する場合、現在の法人のままで農業部門を立ち上げる方法と、農業関係の別法人を設立する方法があります。

特に、農地を所有する場合は、農地法上の「農地所有適格法人」の要件を満たす法人である必要があります。

④ 農業技術の習得方法は

農業は、単に種子を播けば誰でも収穫できるというものではありません。十分な収量、品質を確保するには、農業技術の習得が不可欠です。必要な技術をどのような方法で習得するか検討しましょう。

⑤ 経営目標をたてましょう

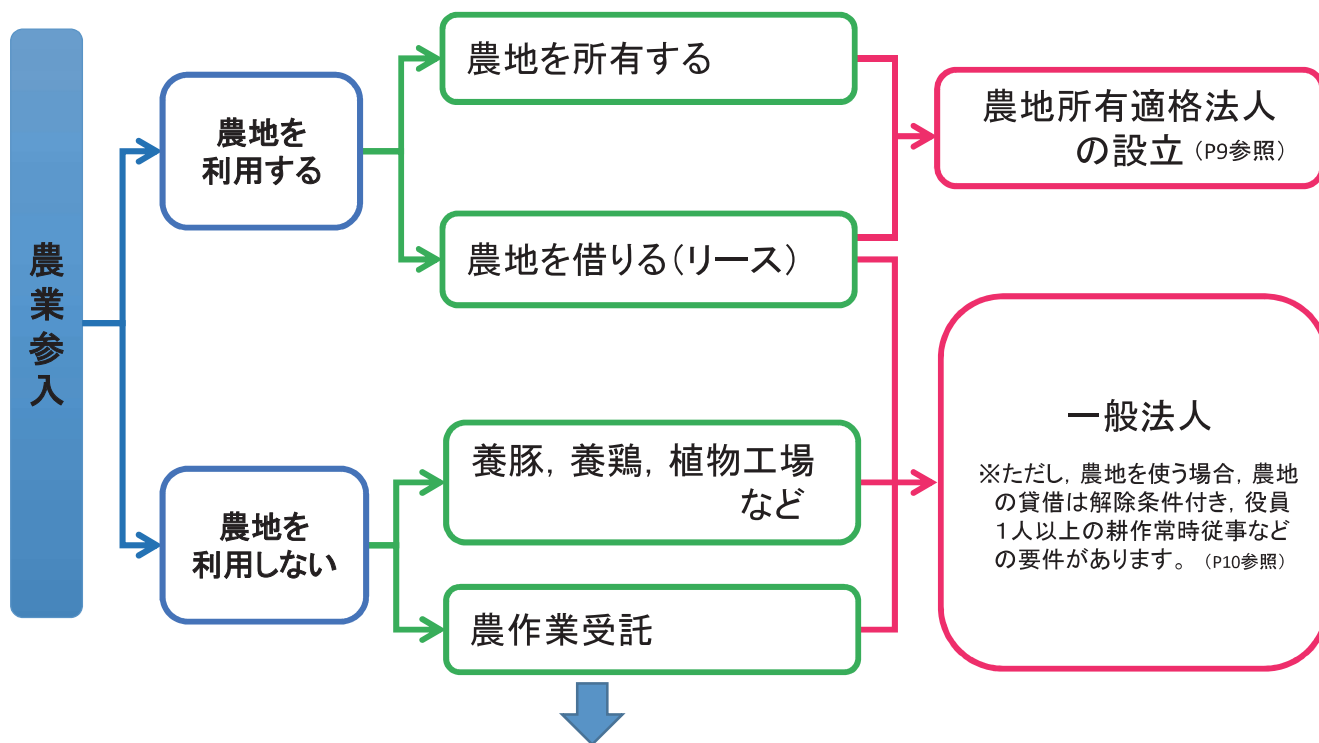
経営の黒字化は数年を要することを考慮して、年間の売上目標及び目標達成に必要な生産規模、コストを計算しましょう。

また、目標設定に当たっては、参入予定地域の生産実績等を参考に、無理のない実現可能な目標を立てましょう。

作成にあたって御不明な点等ありましたら、巻末の相談窓口にご相談ください。

2 参入形態を検討しましょう

平成21年12月の農地法改正に伴い、一般法人でも農地が借りられるようになりました。農地所有の有無や農業経営を主体的に行うのかなど、総合的に考え、農業参入する法人形態を検討し、自社にあった参入形態を選択しましょう。



【農作業の受託内容】

受託作業	具体的な作業の例
機械作業	耕起, 整地, 代かき, 田植, 中耕, 稲刈, もみ乾燥, 防除など
農作業	播種, 管理, 収穫, 出荷調整, 箱詰めなど
飼料生産	飼料作物の刈取, 飼料調整, 飼料配達など
その他	農産物の運搬, ビニールハウスの設置など

(参考1) 農地所有適格法人について

農地法で規定されている「農地所有適格法人」は、農地を借りるだけでなく、所有することができます。

農地所有適格法人として農地の権利を取得しようとする計画がある場合は、農地法に規定された以下の4要件を全て満たしていることが必要ですので、定款や事業計画の作成時点で農業委員会等への事前相談をお勧めします。

また、具体的な要件等の確認については、県農業会議等に御相談ください。

要件1 法人の形態

次のいずれかの形態であることが必要です。

- 農事組合法人
- 株式譲渡制限のある株式会社（特例有限会社を含みます。）
- 持分会社（合名会社，合資会社，合同会社）

要件2 構成員

法人の構成員（出資者）は、次のいずれかの者です。

- 農業関係者
 - ・ 農地の権利を法人に提供した個人
 - ・ 法人の農業に常時従事する者（原則，年間150日以上）
 - ・ 法人に農作業を委託している個人
 - ・ 農地等を現物出資した農地中間管理機構
 - ・ 農業協同組合，農業協同組合連合会
 - ・ 市町村等の地方公共団体
 - ・ 農地中間管理機構または農地集積円滑化団体を通じて当該法人に農地を貸し付けている個人
 - 農業関係者以外の構成員の保有できる議決権は，総議決権の1／2未満
- ※ 平成28年4月1日より農業関係者以外の構成員について，法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定する規定は撤廃されました。

要件3 事業

主たる事業が「農業」と「農業に関連する事業」であって，その売上高が事業収入の過半を占める必要があります。

- 農 業 耕作，養畜，生産物の販売など
- 農業関連事業 加工品の製造，農作業の受託，レストラン（自社生産物利用）・直売施設の運営など

要件4 業務執行役員（経営責任者）

事業を執行する役員（取締役・理事など）は，次の要件の全てを満たす必要があります。

- 役員の過半は，農業・農業関連事業に常時従事（原則，年間150日以上）する構成員
 - 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち一人以上が農作業に従事（原則，年間60日以上）
- ※ 農業・農業関連事業には，農作業を現地で行うことのほか，法人事務所の内外で販売・管理部門の職務に従事することも含まれます。
- ※ 農事組合法人の場合は，農協法の規定により，事業は農業との関連事業に限定され，役員は組合員の中から選出することになります。

(参考2) 一般法人(農地所有適格法人以外)の農地借入に必要な条件

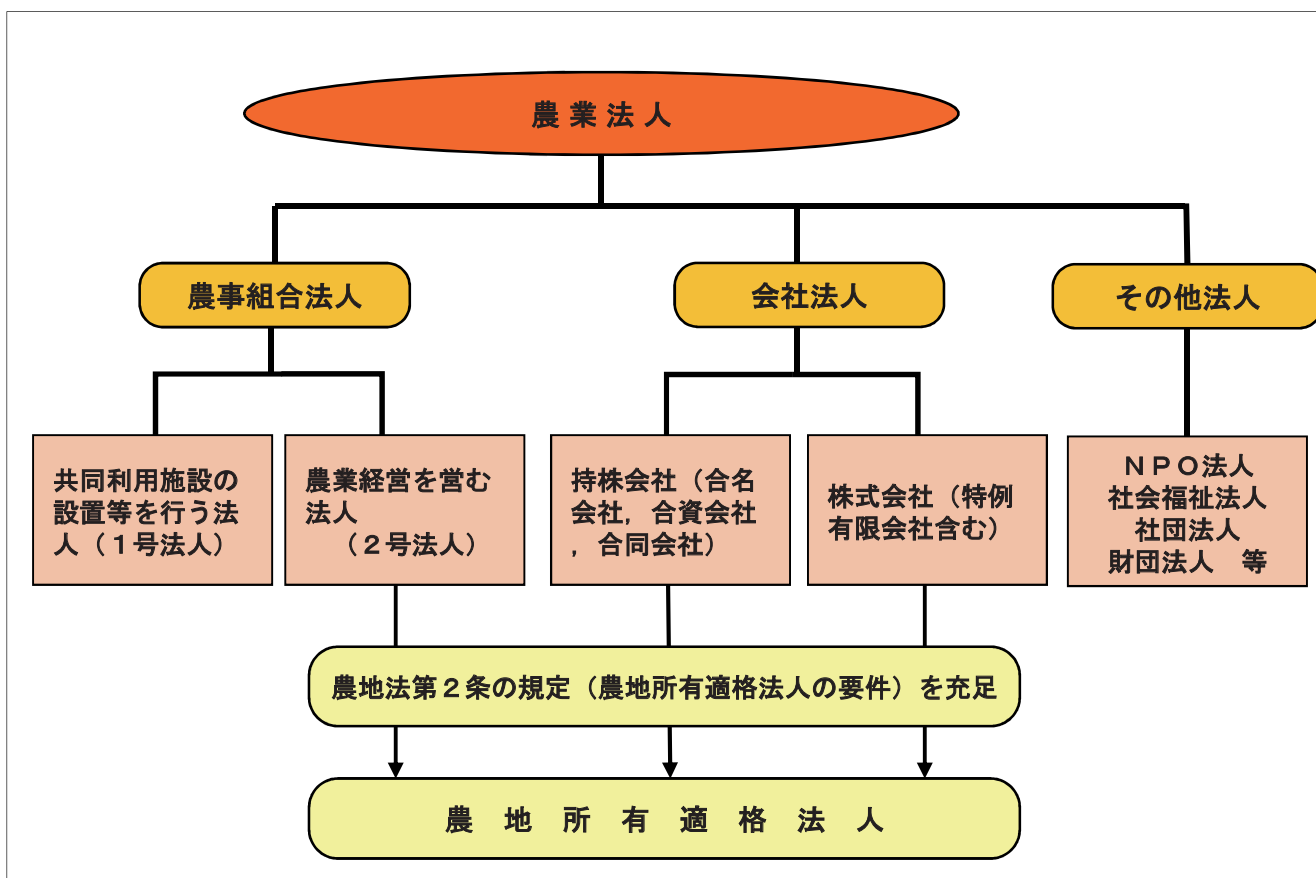
	要 件	判断要素・留意事項等
一般要件	① 全部効率利用要件 農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことを認められること。	<具体的な判断要素> ① 作付け予定作目、収穫高見込み ② 経営規模と機械の所有、リース等の状況 ③ 労働力確保の見込み ④ 農作業に従事する者の技術等を総合的に勘案する。
	② 地域との調和要件 周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。	<不許可相当と判断される事例> ① 面的にまとまった形で利用されている農地の利用を分断する場合 ② 他の農業者の農業水利が阻害される場合 ③ 無農薬栽培等が困難になる場合 ④ 共同防除等の営農活動に支障が生ずる恐れがある場合 ⑤ 農地の賃借料の著しい引き上げをもたらす恐れがある場合
一般法人が農地を借りる場合の特別要件	① 解除条件付契約要件 農地等を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付された契約であること。	<契約書の内容でチェックする事項> ① 農地を明け渡す際の原状回復義務を負う者 ② 原状回復費用の負担者 ③ 原状回復されないときの損害賠償の取り決め、担保措置 ④ 中途解約時の違約金支払いの取り決め
	② 適切な役割分担要件 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	① 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決め遵守、鳥獣害被害対策への協力。 ② 機械や労働力の確保状況から見て、農業経営を長期的に継続して行うと見込まれること。
	③ 役員常時従事要件 業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。	① 業務執行役員は、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持てるものとする。 ② 耕作又は養畜の事業には、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれる。
農地の利用状況報告	毎年、農地の利用状況等について、農業委員会又は市町村等に報告すること。	<報告が必要な事項> ① 使用貸借権又は賃借権の設定がなされた農地等の面積 ② 作物の種類別作付け面積・栽培面積、生産数量・反収 ③ 法人が行う事業が周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響 ④ 地域農業における他の農業者との役割分担の状況 ⑤ 役員のうち常時従事する者の役職、氏名並びに農業への従事状況 <報告に添付する書類> ① 定款の写し ② その他参考となる書面

(参考3) 農業法人, 農事組合法人, 農地所有適格法人の違い

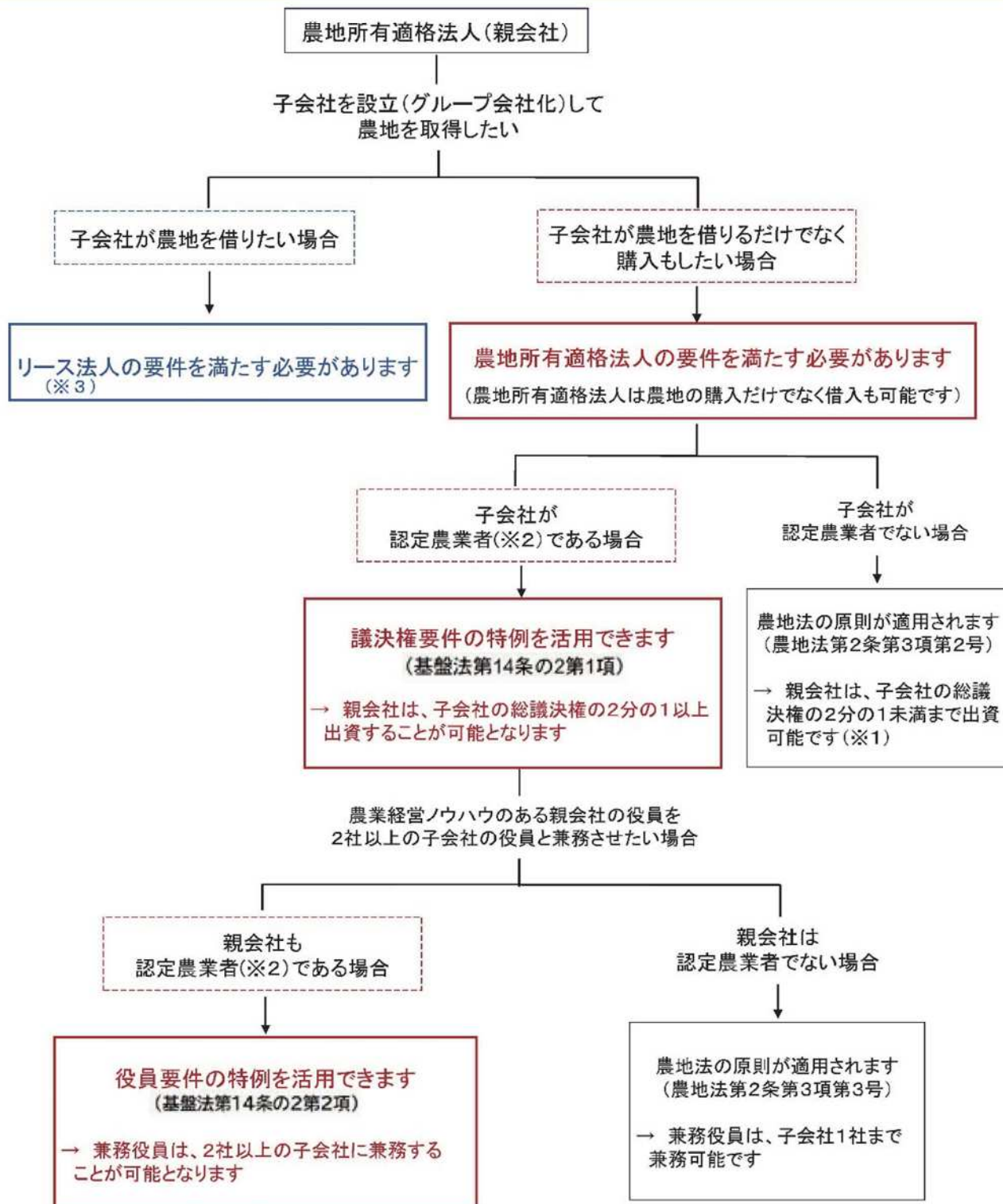
- 「農業法人」は、農業を営む法人の総称です。
- 「農事組合法人」は、農協法に基づき設立される法人で、法人形態の一つです。
- 「農地所有適格法人」は、農地法に規定される4つの要件を満たすことによって、農地の権利を取得して農業経営を行うことができる法人のことを称します。

このため「農地所有適格法人」という法人格は存在しません。設立に関しては、農事組合法人であれば農協法、会社法人であれば会社法の適用を受けることになります。

農業法人のうち農地所有適格法人の要件を満たす法人は、農地所有適格法人たる「農事組合法人〇〇〇」、農地所有適格法人たる「株式会社〇〇〇」などと称します。



○ 農地所有適格法人の子会社設立（グループ会社化）における農地取得の要件について



※1 議決権のない株式(いわゆる無議決権株式)については、制限なく出資できます(ただし非公開のものに限定)。

※2 特例(子会社に適用)を活用するためには、子会社の経営改善計画の変更が必要となります。

※3 リース法人とは、農地所有適格法人以外でリース方式により農地を借り入れて農業経営を行う法人です。
(P10参照)

○ 農地所有適格法人の議決権要件・役員要件の特例について



○ 農地所有適格法人要件の比較表（原則・議決権要件特例・役員要件特例）

	原則 (農地法第2条第3項第2～4号)	議決権要件特例 (基盤法第14条の2第1項)	役員要件特例 (基盤法第14条の2第2項)
① 親会社による子会社への出資可能範囲	子会社の総議決権の2分の1以上の出資は 不可	子会社の総議決権の2分の1以上の出資が 可能 	子会社の総議決権の2分の1以上出資する 必要 【議決権要件特例を活用する必要】
② 経営改善計画の作成及び市町村(※)の認定を受ける必要がある者	—	子会社	親会社、子会社
③ 兼務役員が、子会社において、農業常時従事者かつ構成員たる役員として扱われるための条件	○ 子会社の行う農業の常時従事者(原則年間 150日以上) ○ 子会社の構成員 (株式会社の場合、株式を1株以上保有)	同左	○ 子会社の行う農業に年間 30日以上 従事する者 ※ 子会社の構成員(株主) であることは求めない
④ 農業経営のノウハウを持つ親会社の役員が兼務可能な子会社の数	1社は兼務可能	同左	2社以上の兼務が可能

(※) 令和2年4月1日以降は、経営農地が複数の市町村にまたがる場合は都道府県が、複数の都道府県にまたがる場合は国が認定します。

○ 親会社による農地所有適格法人への出資・役員・兼務の具体的な考え方について

- ・親会社は(株)A社、子会社は(株)B社及び(株)C社とし、子会社は株式を100株(1株=1議決権)発行する。
- ・法人の農業常時従事者かつ構成員である役員(以下「農業常時従事役員」という。)を(株)B社、兼務役員(特例)を(株)C社とする。
- ・親会社、子会社ともに役員3名、うち1名は農業常時従事役員でない役員(株)A社の役員とする。
- ・親会社が子会社に出資し、かつ親会社の役員3名のうち2名(X氏、Y氏)が子会社の役員を兼務する(株)A社 = 子会社の農業常時従事役員に該当する者)。
- ・親会社が子会社に出資する場合で、子会社が議決権要件及び役員要件を満たしているパターンは以下のとおり。

	議決権要件・役員要件(原則) (農地法第2条第3項第2～4号)	議決権要件の特例 (基盤法第14条の2第1項)	役員要件の特例 (基盤法第14条の2第2項)
子会社への出資パターン	(株)A社 49株までの出資は可能 (株)B社 (農地所有適格法人)	(株)A社 (農地所有適格法人) 50株以上の出資が可能 (株)B社 (農地所有適格法人かつ認定農業者)	(株)A社 (農地所有適格法人かつ認定農業者) 各法人に51株以上の出資が必要 【議決権要件の特例を活用する必要】 (株)B社・(株)C社の役員を兼務 (株)C社の役員を兼務
子会社の株式	・(株)B社の農業関係者 51株以上 (うち(株)A社との兼務役員 1株ずつ以上) ・(株)A社 49株まで ➡ (株)B社の農業関係者に含まない【原則】	・(株)A社との兼務役員 1株ずつ以上 ・(株)A社 98株まで ➡ (株)B社の農業関係者扱い【特例】	【(株)C社】 ・(株)A社 100株まで ※ 兼務役員(特例)は(株)C社の株式を保有する必要なし
子会社の役員	(株)A社との兼務役員2名が ①(株)B社の株を1株以上保有し、かつ ②(株)B社の行う農業に常時従事(原則年間150日以上)する場合 ➡ (株)B社の農業常時従事役員【原則】	【(株)B社】 兼務役員(特例)のX氏が、(株)B社の行う農業に年間30日以上従事する場合 ➡ (株)B社の農業常時従事役員扱い【特例】	【(株)C社】 兼務役員(特例)のX氏及びY氏が、(株)C社の行う農業に年間30日以上従事する場合 ➡ (株)C社の農業常時従事役員扱い【特例】

ステップ4 農地の確保

1 まずはじめに

- 実際に現地（参入候補地）に出向き、参入プランが実践可能な農地の有無について調査しましょう。
 - 生産する作目に適した日照，土壌，水の確保などの生産条件や出荷・販売のための利便性，休憩所・格納庫などの管理施設の設置が可能かなどの多方面からの検討を行いましょう。
- 円滑に農地の確保ができるよう，参入する市町村や農業委員会，土地改良区，地域住民の方々に対し，企業としての農業参入に対する姿勢や理解を得ましょう。

2 農地の確保方法

農地を確保する方法は，以下の2つの方法があります。

① 農地法に規定する農地所有適格法人の要件を充足する法人として農地を取得する方法

農地所有適格法人の要件を充足する法人の場合は，農地を購入，借入することができます。

既存法人が農地所有適格法人の要件を充足できない場合は，要件を充足する新たな法人を設立する必要があります。

② 一般法人（現在の法人形態のまま）で，農地を借入する方法

農地所有適格法人以外の法人で農業経営に農地が必要な場合は，業務執行役員の1人以上が農業に常時従事する等の要件（P10参照）を全て満たすことで，農地を借入することができます。

ただし，購入することはできません。

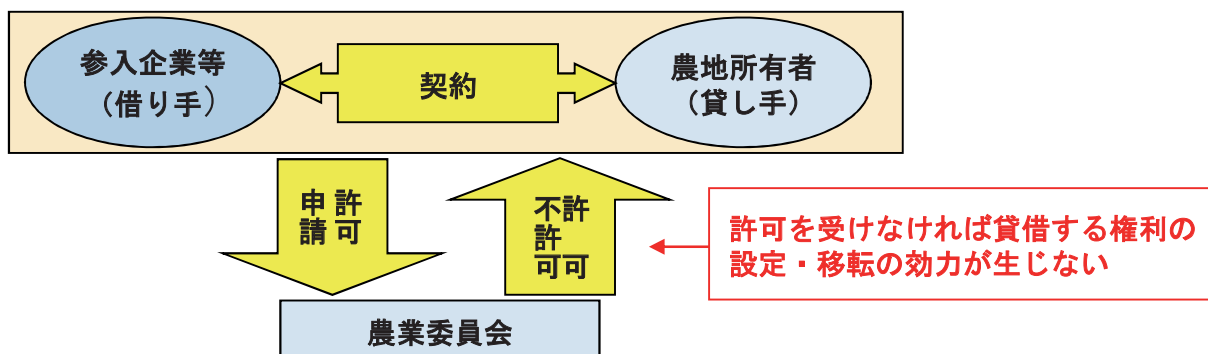
3 農地の借入手順

農地の貸し借りは，当事者間の契約だけではその効力を生じません。

農地の貸し借りをを行う場合は，農地所有適格法人であるか否かに関わらず，以下のいずれかの手続きを行う必要があります。

① 農地法に基づく手順

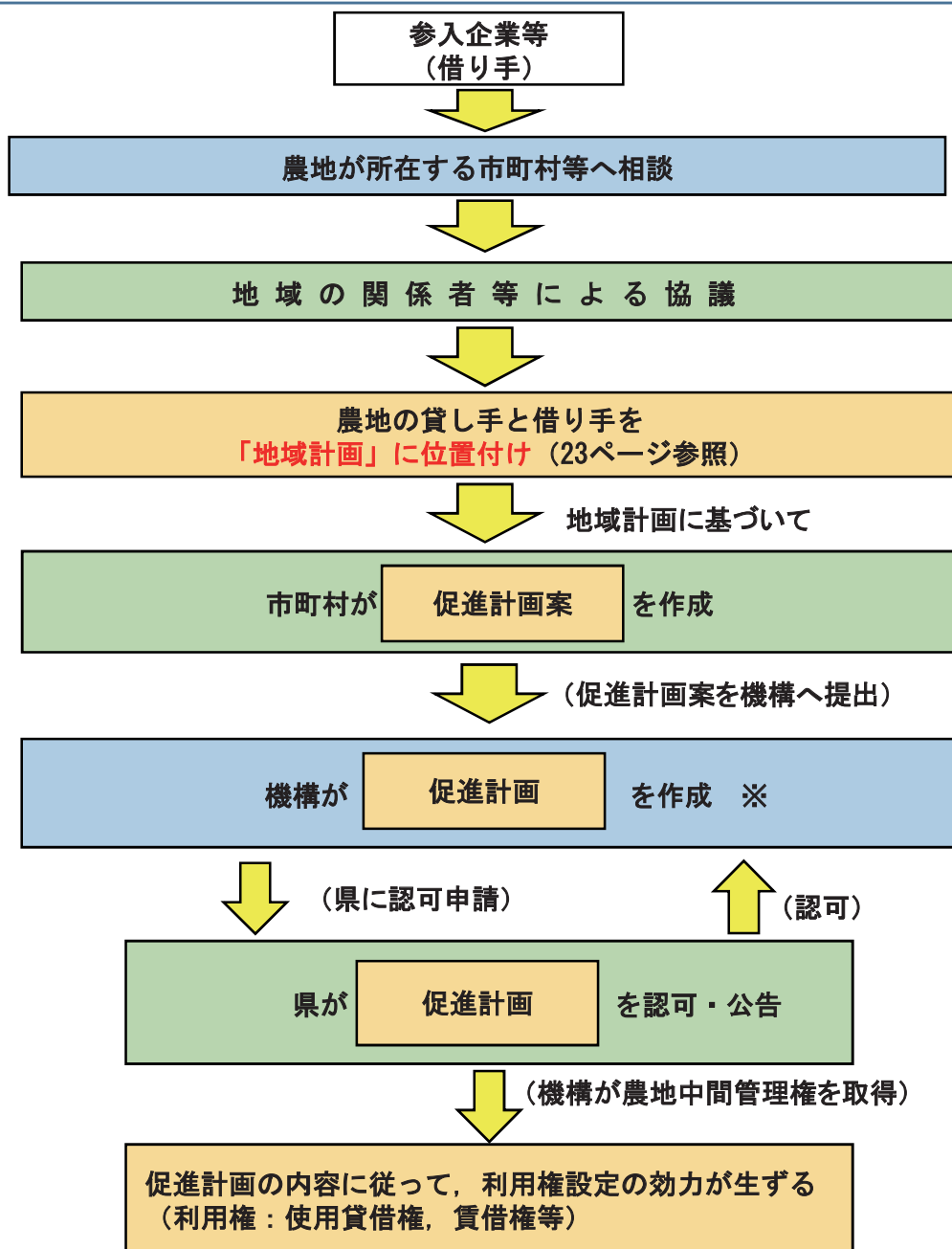
農地法に基づき，農業委員会の許可を受け，農地の賃貸借を行う場合は，契約期限が到来しても書面による解約の合意等がない限り，原則貸借は解約されません。



② 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手順

地域の関係者や新規参入希望者等の協議に基づき、市町村が作成する地域の将来の農地利用の姿を明確化した計画(以下「地域計画」という。)に沿って、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が農地の貸し手と借り手の利用関係を設定する農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)を作成します。この計画を知事が認可・公告することで賃借権等が設定・移転されます。

信頼できる農地の中間的受け皿である機構が農地を借り受け、借り手に転貸しますので、安心して農地の貸し借りが行えます。また、地域の幅広い関係者による協議に基づく地域計画に沿って農地の貸借を行うことで、地域の合意形成の下で、農地の合理的利用が促進されます。



※ 地域計画の区域外の農地にあつては、機構が利害関係人の意見を聴取します

まずは、参入を予定している市町村の農業委員会，農政担当課に相談を！